

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

生命保険付ローンと債務控除

Q : 父は、5年前に銀行からの住宅ローンでマンションを買ったのですが、そのローンには団体信用生命保険がついていました。

ところで、先日父が亡くなり、銀行から「ローンの未払金は父の死亡によって保険金が銀行に支払われたことによって消滅しました」と言われました。ローンの未払金は、相続税の計算上、債務控除の対象になりますか。

A : 債務控除の対象にはなりません。

【解説】

団体信用生命保険とは、生命保険の一種類として以前からあったもので、賦払償還債務者が債務の償還中に死亡又は高度障害になったとき、債権者である契約者に保険金が支払われる債権の回収を目的とした保険です。

つまり、お父さんが亡くなったときは、住宅ローンの残額に相当する保険金額が銀行に支払われ、お父さんの住宅ローンは免除されることになります。

ところで、相続税法において債務控除できるものは、被相続人の債務で相続開始の際現に存するもので、かつ、确实と認められるものに限られています。

ご質問の場合、お父さんの死亡により銀行は、保険金を受け取ると同時にお父さんのローンの未払金も消滅することになりますから、あなたが実質的に承継される債務はなく、その未払金はお父さんの相続開始の際に現に存していたものとはいえませんが、債務として控除することはできません。

